

第259回鳥取県内水面漁場管理委員会

議 事 次 第

日時 平成26年5月19日(月) 午後2時30分から
場所 中部総合事務所 B棟3階 第301会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名人の指名

4 議 事

- (1) あゆの採捕禁止(加勢蛇川、勝田川)に関する指示について(協議事項)
- (2) 千代川大口堰周辺区域における水産動物の採捕禁止に係る指示について(協議事項)
- (3) 千代川漁業協同組合内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則の変更の認可について(諮問事項)

5 その他

6 閉 会

第259回鳥取県内水面漁場管理委員会出席者名簿

〈委員会〉

（任期：平成24年12月1日～平成28年11月30日）

区分	氏名	所属等	備考	出欠
漁業者代表 (3名)	あだち よしのぶ 足立 憲信	元東郷湖漁協代表理事組合長		
	こばやし いきお 小林 功	千代川漁協代表理事組合長		
	きとう ひでお 佐藤 英夫	日野川水系漁協代表理事組合長、鳥取県内水面漁業協同組合連合会長、全国内水面漁業組合連合会副会長理事		
遊漁者代表 (2名)	こだに ちとし 小谷 知載	NPO法人八東川清流クラブ、元中学校校長	会長	
	すいたに ゆかり 水谷 由香里	関金小学校非常勤職員		
学識経験 (3名)	かわはら みきこ 川原 三紀子	元米子高校非常勤講師		
	きりはら まき 桐原 真希	日本自然保護協会自然観察指導員		
	ばんばら まさこ 番原 昌子	西部総合事務所日野振興センター日野振興局自然保護監視員（非常勤）		

〈鳥取県〉

所属	職名	氏名
鳥取県農林水産部水産振興局	局長	三木 教立
鳥取県農林水産部水産振興局水産課水産振興	室長	早瀬 譲
鳥取県栽培漁業センター養殖・漁場環境室	室長	福井 利憲
鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当	係長	清家 裕

〈委員会事務局〉

役職	氏名	備考
事務局長	小畑 正一	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長
次長	宮永 貴幸	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長補佐
書記	松原 裕司	鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当 主事

平成26年度におけるあゆの採捕禁止に関する指示について

1 指示の目的

県内の内水面におけるあゆの採捕に関し、各地域の実情に応じて制限をかけることで、資源の保護を図るとともに、漁場の使用に関する紛争の防止を図るため。

2 あゆの採捕禁止に関する指示の背景・経過

- ・ 漁獲圧の高い投網による採捕開始時期を遅らせ、あゆ資源の保護を図り、さお釣り客があゆ採捕を楽しめる期間を確保してほしいという琴浦町からの要望を受けて指示を発出。
 - ・ 加瀬蛇川（平成12年度～）
 - ・ 勝田川（平成13年度～）

3 平成26年度における指示案

- (1) 琴浦町からの要望書：p. 3～5 参照
- (2) 指示の告示案：p. 6 参照

4 これまでの当委員会における協議内容及び結果

○ 第237回委員会（平成21年5月13日）
（協議内容）

- ・ 平成22年からは次のような取扱いとする。
 - ① 漁業権を免許されている河川（千代川、天神川、日野川）
原則、当委員会が特に必要と認めた場合を除き、指示を出さない（各漁業権者の管理に任せる）。
（理由）
県内水面漁業調整規則に規定する採捕禁止の期間又は区域（以下、「採捕禁止期間等」という。以外の採捕禁止期間等を設定する場合、その河川が漁業権を免許されている河川であれば、漁業権魚種の適正な管理が求められる漁業権者（漁業協同組合）が定める「行使規則」及び「遊漁規則」により、必要に応じて設定されることが望ましい。
第五種共同漁業権の免許を受けた者（漁業協同組合）には、漁業権魚種の増殖義務が課せられる（法第127条）。増殖と管理を通じて内水面の資源的価値を高めることを裏腹に漁業権免許されているもの。
 - ② 漁業権を免許していない河川（加勢蛇川、勝田川等）
委員会が特に必要と認めた場合に限り、指示を発出する。

【参考法令等】

○ 鳥取県内水面漁業調整規則（抜粋）

（禁止期間）

第26条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。

水産動植物の種類	禁止期間
あゆ	2月1日から5月31日まで及び9月26日から10月31日まで

○ 漁業法（抜粋）

（海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示）

第67条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

（内水面漁場管理委員会）

第130条

- 1 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。
- 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
- 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理する。
- 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

○ 各漁協の遊漁規則（行使規則）によるあゆ採捕に関する規定

6月1日から9月25日まで及び11月1日から翌年1月31日までの間で組合が毎年定めて公表する期間



鳥取県内水面漁場管理委員会

会長 小谷 知 載 様

要 望 書

加勢蛇川、勝田川における投網によるアユ採捕禁止期間の設定について

琴浦町長 山 下 一 郎



[要旨]

加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉266地先えん提から下流の区域）及び勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎154-1地先佐崎橋から下流の区域）に於いて、6月1日から6月30日までの間、アユの投網による採捕禁止について、格別のご高配をいただきますようお願いいたします。

[説明]

加勢蛇川、勝田川は琴浦町にとって重要な水源であり、また川魚にとって繁殖、生育に重要な河川であります。

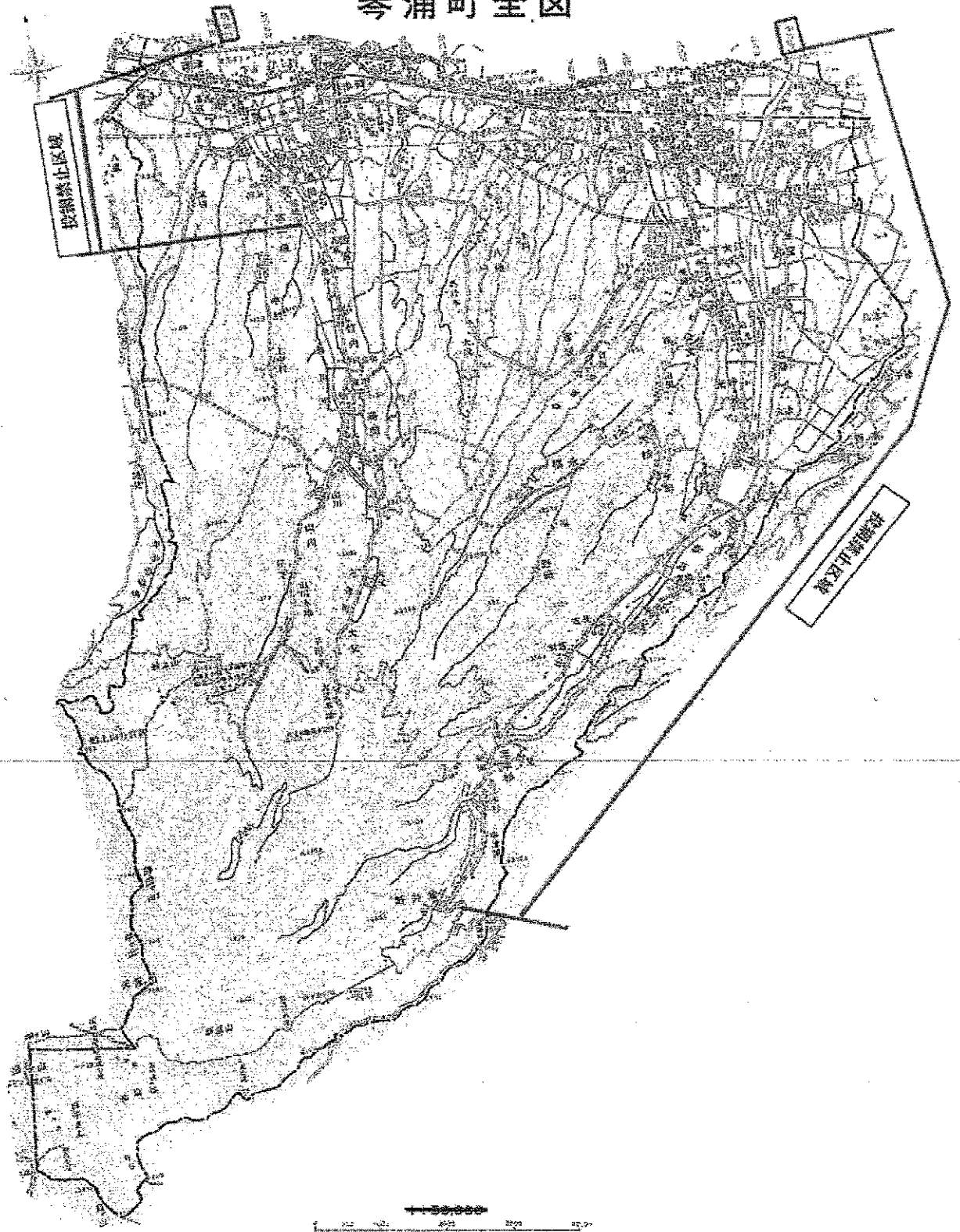
加勢蛇川は、昔から名前のごとく、氾濫を起こすために堰堤等の整備が進められ、魚道も年次的に整備され魚の住む、環境整備も行われてきました。現在、加勢蛇川の環境美化を守る運動を地域住民の方々と行い、魚の住み良い環境づくりを行っています。平成12年度より投網禁止の指示をいただき、広報、看板設置及びパトロール等にて、町内外の釣り人の方々への周知を図ってきましたが、6月1日のアユの解禁と同時に、河口付近にて投網による採捕が多く、一網打尽となっています。

勝田川は、そこに棲む漁種も豊富で、特にアユ漁の解禁期間は、多くの釣り人で大変賑わっています。県の御協力を得て、平成11年度から7箇所の魚道設置や、成美地区に親水公園を整備していただくなど、勝田川の環境美化に努めてまいりました。また、平成13年から平成15年に、アユの資源の確保と河川の環境美化アピールを目的に、アユの放流を実施し、資源回復の状況を見守っているところですが、加勢蛇川と同様、6月1日のアユの解禁と同時に、河口付近にて投網による採捕が多く、一網打尽となっています。

つきましては、アユ資源を守り、多くの遊漁者のためにも6月1日から6月30日までの間、投網による採捕の禁止等による適切な処置を、本年も引き続き、とっていただきますようお願い申し上げます。

平成26年4月 14日

琴浦町全図



鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び第 130 条第 4 項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

平成 26 年 5 月 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
1 加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉 266 地先えん堤から下流の区域）	投網	平成 26 年 6 月 1 日から同月 30 日まで
2 勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎 154-1 地先佐崎橋から下流の区域）	投網	平成 26 年 6 月 1 日から同月 30 日まで

千代川大口堰における水産動物の採捕禁止に関する指示について

1 指示の目的

千代川大口堰においては、特にあゆをはじめとする魚類の遡上阻害等が発生しており、水産動物の保護を図る必要があるため。

2 状況・経過について

- ・ 県規則では、当該区域における水産動植物の採捕を禁止していない。(千代川漁業協同組合の漁業権行使規則・遊漁規則では禁止されている。)
- ・ 平成22年度に千代川漁業協同組合から、当該区域を県規則で禁止区域に設定するよう、要望書が提出された。
- ・ これまでに県が実施した調査では、当該えん堰直下には、あゆを主とする魚類が多数滞留することが認められる。
- ・ 平成24年度、当該えん堤の上流部においてあゆの降下調査を実施し滞留していることを栽培漁業センターが確認。
- ・ 現在、県規則により当該区域における採捕を禁止するため、水産庁との協議を行うための相談中。
 - ※ 県規則の改正には水産庁の認可が必要。(協議を含め認可まで1年半くらいは必要とのこと(水産庁))
 - ※ 協議の準備前(協議資料作成前)から水産庁との複数回の打ち合わせ(相談)が必要であると指摘されている。(水産庁担当者から会議等の場において他県事例等に対して口頭指摘)

3 指示案：p. 3参照

【参考法令等】

○ 漁業法(抜粋)

(海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示)

第67条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

(内水面漁場管理委員会)

第130条

- 1 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。
- 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
- 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理する。
- 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

千代川漁業協同組合遊漁規則

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表に掲げる期間内は、遊漁を行ってはならない。

略	1月1日から 12月31日まで
鳥取市円通寺の円通寺橋上流端から上流 240 メートルから上流 535 メートルの地点 までの区域	
略	略

○ 鳥取県内水面漁業調整規則

(試験研究等の適用除外)

第38条 第26条から第35条まで及び前条の規定は、試験研究、教育実習又は増殖用の種苗(種卵を含む。)の供給(自給を含む。)(以下本条において「試験研究等」という。)のため水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行なう当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、様式第10号による許可申請書により許可を知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の許可をしたときは、その申請者に様式第11号による許可証を交付するものとする。

4 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、第1項の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件を付けることができる。

5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等が終了したときは、遅滞なく、その経過を知事に報告しなければならない。

6 第1項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行ってはならない。

7 第1項の許可を受けた者は、許可証の記載事項について変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

8 第2項から第4項までの規定は、前項の変更の許可についてこれを準用する。

9 第22条及び第23条の規定は、第1項の許可を受けた者にこれを準用する。

(案)

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、水産動物の繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

平成 26 年 5 月 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

1 指示内容

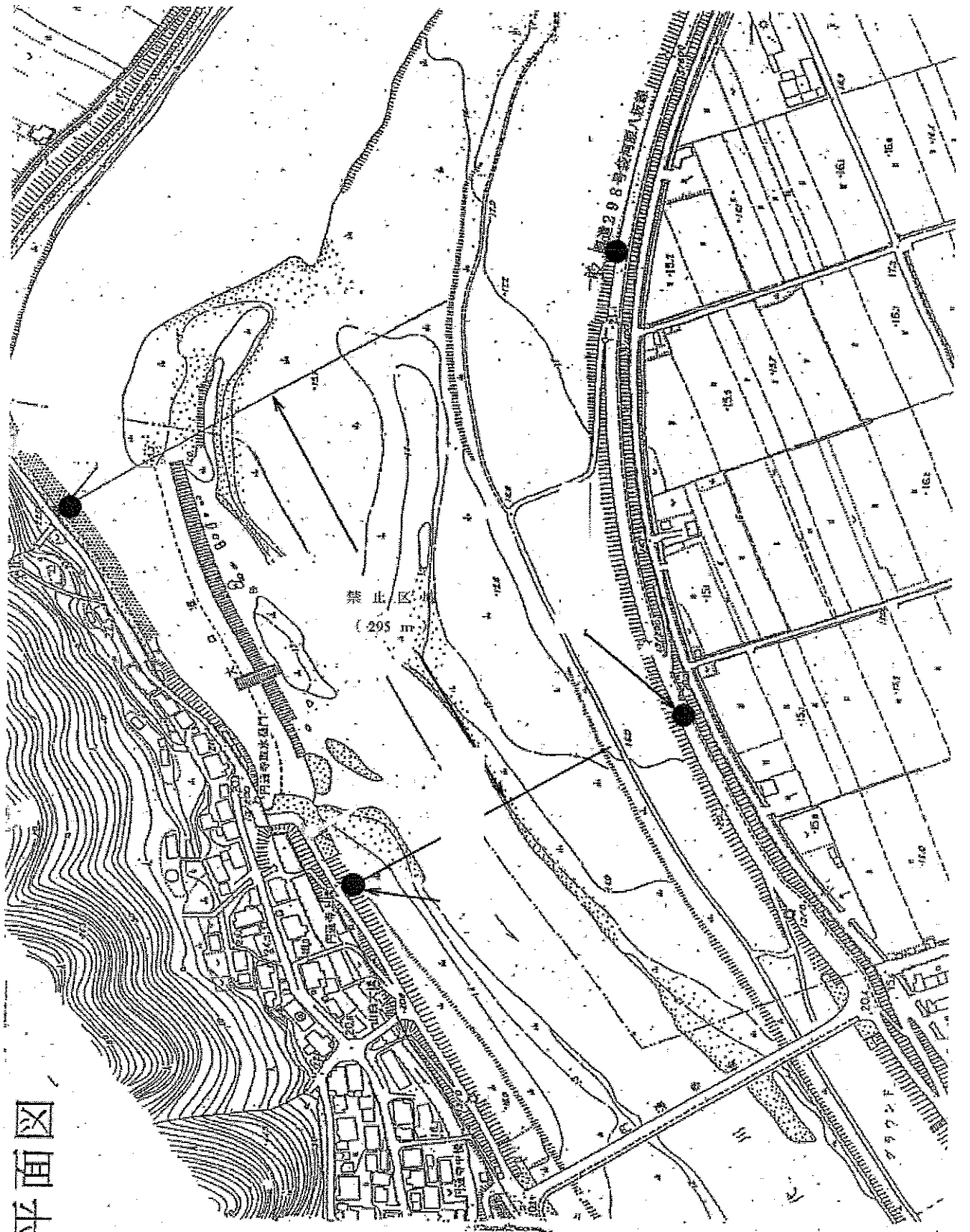
鳥取市円通寺における円通寺橋上流端から上流 240 メートルの地点と上流 535 メートルの地点の間の千代川の区域では、水産動物を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1)鳥取県内水面漁業調整規則（昭和 40 年鳥取県規則第 47 号）第 38 条第 1 項の規定により、鳥取県知事の許可を受けた場合
- (2)鳥取県内水面漁場管理委員会が特に理由を認め、採捕を承認した場合

2 指示期間

平成 26 年 6 月 1 日から平成 27 年 5 月 31 日まで

参考图 (大口堰)



平面图

千代川漁業協同組合内共第1号第五種共同漁業権

遊漁規則の変更認可について

1 今回の変更内容および理由等

(1) 漁具又は漁法の制限

地区及び遊漁者からの要望に応えるため、平成27年度から八頭郡若桜町地内（八頭郡若桜町大字若桜の屋堂羅橋下流端から600メートル下流の同町大字若桜の権現水路堰上流端までの区域）において友釣り専用区を一箇所設定する。

※同内容で行使規則の変更認可申請済み

(2) 遊漁期間

近年アユの漁獲状況が、芳しくなく遊漁証の売り上げが減少。原因の一つにアユの天然遡上量が少ないことが考えられる。天然アユの遡上がない智頭、若桜地区を除く全域で11月以降の再解禁は行わない。産卵期の親魚の保護することで翌年度の天然遡上量を増やす。

※同内容で行使規則の変更認可申請済み

		2月1日～5月31日	6月1日～9月25日	9月26日～10月31日	11月1日～1月31日
あゆ	鳥取県調整規則	禁漁	採捕可能	禁漁	採捕可能
	千代川漁協遊漁規則 (若桜、智頭以外)	禁漁	採捕可能	禁漁	禁漁
					↑ 今回の遊漁規則変更 ↓

(3) 遊漁証の書式

漁期の変更に合わせて遊漁証の様式を変更する。

(4) 標記の変更

一部表現の変更を行う。

2 実施時期

鳥取県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第3条第3項の3の区域（上記（1）の区域）に係る変更は平成27年2月1日から施行する。

3 認可に係る審査基準

・漁業法第129条第5項

要件	適否
遊漁を不当に制限するものでないこと。	○
遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。	該当無し

・水産業協同組合法第49条

事項	要件	事実	適否
総会の議決	出席者の議決権の過半数以上	出席者90名の過半数の賛成 (うち委任状9名)	○

(参考) 総代の人数 98名

・水産庁通知(技術的助言:平成24年9月7日付24水管第1419号)

5 遊漁規則の認可(抜粋)

(1)～(2) 略

(3) 遊漁規則の認可に関しては、行政手続法(平成5年法律第88号)第5条に基づく審査基準を作成し、その基準に従い審査を行う必要があります。基準の中には、(2)の申請書及び添付書類も盛り込んでください。審査に当たっては、法第129条第5項に基づき、以下の事項を具体的に審査し、認可の可否を決めてください。

「遊漁を不当に制限する」かどうかについて

「遊漁を不当に制限する」とは、水産動植物の繁殖保護、漁業紛争の防止その他組合員の当該漁業に対する生活依存度等を考慮した遊漁への必要最小限度の制限以外をいうものと解されます。したがって、

- ア 組合等が漁業権行使規則で組合員に課している一般的制限、例えば、漁場の区域、採捕期間、体長又は採捕尾数の制限等を遊漁者に課することは不当ではありません。
- イ 水産動植物の繁殖保護、漁業紛争の防止等からみて採捕者の数を制限する必要があり、かつ漁業権行使規則で特定の漁具・漁法の使用を特定の資格を有する組合員にのみ認めて一般組合員には制限している場合には、遊漁者に当該特定漁具漁法の使用を禁ずることは不当ではありません。
- ウ 組合等が漁業権行使規則で特に組合員に対して漁具・漁法を制限していない場合は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上著しい支障がない限り、遊漁者に対して漁具・漁法の制限をすることは不当です。また、キャッチアンドリリース区間についても、漁業権行使規則で組合員に設置していない場合は、これを遊漁者に設置することは不当です。
- エ 従来、慣行として容認されていた特定漁具・漁法による遊漁については、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上著しい支障のない限り、当該漁具・漁法による遊漁を実質的に不可能にする制限は不当です。

諮 問

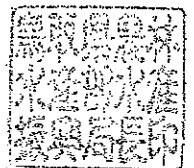
鳥取県内水面漁場管理委員会

千代川漁業協同組合から別添写しのとおり遊漁規則の変更認可申請書が提出されましたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第4項の規定により諮問します。

平成26年5月15日

鳥取県農林水産部水産振興局長

三木 教立



様式第4号

遊漁規則(変更)認可申請書

平成26年5月1日

鳥取県知事 様

鳥取市河原町長瀬34-5

千代川漁業協同組合

代表理事組合長 小林 功



平成25年9月3日鳥取県告示第662号によって公示された内共第1号に係る第5種共同漁業権について、別添のように千代川漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則を変更したいので、関係書類を添えて認可を申請します。

遊漁規則変更理由書

- 1、近年鮎の漁況が芳しくない。そのため遊漁証の売上ひいては組合の経営に大きな影響を与えている。この原因として鮎の天然遡上量が少ないことが考えられる。この状況を踏まえ近年の総代会で漁期の延長（9月25日までの漁期を一定期間延長）と11月1日以降の再解禁の中止について強く提起されていた。
- 2、鮎漁は天然鮎の遡上量が大きく影響し、その良し悪しはその年の漁況を左右している。また近年産卵期が遅くなる傾向にあり、流下仔魚数のピークは11月であるとされ、遡上鮎の孵化日は11月から12月上旬がピークで11月中旬頃まで産卵孵化していると考えられる。このため産卵期の親魚の保護について、組合が自主的に対応できる方法として11月以降の再解禁を行わないこととしたい。具体的には天然鮎の遡上がない智頭、若桜地区を除く全域で11月1日以降について再解禁を行わないこととし、親魚を保護し翌年度の再生産確保への効果を期待したい。

なお、智頭、若桜地区については鮎漁は放流鮎のみに依存していることもあり、現行どおり11月1日から再解禁とする（この件については現行どおりなので規則の変更はない。）。
- 3、八頭郡若桜町地内において、当該地区及び友釣遊漁者の要望を踏まえて平成27年度から新たに友釣専用区を1箇所設定する。期間は6月15日から7月31日まで。
- 4、遊漁規則に記載している遊漁証の様式を漁期の変更に合わせて内容を変更する。

内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則の一部変更について

新旧対照表

変 更 案			現 行		
第1条～第2条 省略 (漁具又は漁法等の制限) 第3条第1項、第2項 省略 3 次の表に掲げる区域内(以下「友釣り専用区」という。)においては、6月1日(3の区域については6月15日)から7月31日までの期間内は、あゆを対象とする遊漁をさお釣り(友釣り又は毛針釣りに限る。友釣りルアーは除く。)以外の漁法により行ってはならない。			第1条～第2条 省略 (漁具又は漁法等の制限) 第3条第1項、第2項 省略 3 次の表に掲げる区域内(以下「友釣り専用区」という。)においては、6月1日から7月31日までの期間内は、あゆを対象とする遊漁をさお釣り(友釣り又は毛針釣りに限る。友釣りルアーは除く。)以外の漁法により行ってはならない。		
1	鳥取市用瀬町古用瀬の <u>新用瀬橋下流端から3,870メートル下流の同市河原町和奈見の和奈見橋下流端までの区域</u>		鳥取市用瀬町古用瀬の <u>新用瀬橋下流端から下流の同市河原町和奈見の和奈見橋下流端までの区域</u>		
2	八頭郡八頭町徳丸の <u>金崎鉄橋下流端から300メートル下流の徳丸谷川と八東川との合流点までの区域</u>		八頭郡八頭町徳丸の <u>金崎鉄橋下流端から下流の徳丸谷川と八東川との合流点までの区域</u>		
3	八頭郡若桜町大字若桜の <u>屋堂羅橋下流端から600メートル下流の同町大字若桜の権現水路堰上流端までの区域</u>				
(遊漁期間) 第4条 第1項 省略 2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域では、あゆの繁殖保護を図るため中欄に掲げる漁法は右欄の期間禁止する。			(遊漁期間) 第4条 第1項 省略 2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域では、あゆの繁殖保護を図るため中欄に掲げる漁法は右欄の期間禁止する。		
採捕を禁止する区域	禁止する漁法	禁止する期間	採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
八頭郡若桜町大字若桜における中国電力株式会社設置の堰堤上流端から上流の区域、同郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び鳥取市用瀬町古用瀬における	第3条第1項に定める漁具又は漁法等の全て。なお、さお釣りには引懸(ゾロ)を含む。	6月1日から同月14日まで	八頭郡若桜町大字若桜における中国電力株式会社設置の堰堤上流端から上流の区域、同郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び鳥取市用瀬町古用瀬における	さお釣り(引懸(ゾロ)を含む。)	6月1日から同月14日まで

梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域	投網	6月15日から同月30日まで
	さお釣り（引懸（ゾロ）に限る。）	6月1日から同月14日まで
上記以外の区域（ただし、友釣専用区は第3条第3項の定めによる。）	投網	6月1日から同月30日まで
	第3条第1項に定める漁具又は漁法等の全て	11月1日から翌年1月31日まで
八頭郡若桜町大字若桜における中国電力株式会社設置の堰堤上流端から上流の区域、同郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域を除く全域		

第5条～第7条 省略

（遊漁証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項を承認したときは、次の様式による遊漁証を交付するものとする。

表 省略

梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域	投網	6月1日から同月30日まで
	さお釣り（引懸（ゾロ）に限る。）	6月1日から同月14日まで
上記以外の区域（友釣専用区を除く。）	投網	6月1日から同月30日まで
	第3条第1項に定める漁具又は漁法等の全て	11月1日から翌年1月31日まで

第5条～第7条 省略

（遊漁証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項を承認したときは、次の様式による遊漁証を交付するものとする。

表 省略

裏

注意事項

1. 本証は漁業の際必ず携帯してください。
2. 本証は本人以外使用することは出来ません。
3. 監視員が、本証の提示を求めたときは、即時差し出して下さい。
4. 当組合遊漁規則及び鳥取県内水面漁業調整規則を守る事。
5. 取扱者印などの無い遊漁証は無効です。

禁止期間（別に禁止区域は期間があります）

- ・いわな、やまめ、 10月1日から2月末日までにじます、あまご
- ・こい 5月15日から6月14日まで

あゆ	智頭・若桜	2月1日から6月14日まで及び9月26日から10月31日まで
	上記以外の地区	9月26日から翌年5月31日まで (※佐治は9月26日から翌年6月14日まで)

第2項、3項 省略

第9条 ～ 第11条 省略

附則

この規則は鳥取県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第3条第3項の3の区域に係る変更は平成27年2月1日から施行する。

裏

注意事項

1. 本証は漁業の際必ず携帯してください。
2. 本証は本人以外使用することが出来ません。
3. 監視員が、本証の提示を求めたときは、即時差し出して下さい。
4. 当組合遊漁規則、鳥取県内水面漁業調整規則を守る事。
5. 取扱者印などの無い遊漁証は無効です。

禁止期間（別に禁止区域は期間があります）

- ・いわな、やまめ、 10月1日から2月末日までにじます、あまご
- ・あゆ 2月1日から6月解禁まで
9月26日から10月31日まで
- ・こい 5月15日から6月14日まで

第2項、3項 省略

第9条 ～ 第11条 省略

附則

この規則は鳥取県知事の認可のあった日から施行する。

第41回通常総代会議事録

1. 召集通知年月日 平成26年4月 7日
2. 開催年月日 平成26年4月20日午後1時30分
3. 開催場所 鳥取市河原町渡一木277
「河原町中央公民館 大講堂」
4. 総代の員数 98名
5. 出席した総代の員数
本人出席81名、書面による出席9名 計90名
6. 出席した役員の氏名
(理事) 小林功、西村良清、田川久雄、村田好信、古田一則、木下清孝、小林義實、稲田純一郎、西田正人、中島敏之、武部功、寺崎健一、松島忠典、木村一実
(監事) 前田耕二、大呂辰夫、戸井史朗
7. 欠席した役員の氏名
(理事) なし (監事) なし
8. 議長の氏名 野村敏夫
9. 議事録を作成した理事の氏名 小林功
10. 組合長挨拶、出席総代数の報告及び議長選出の経過

定刻に至り、秋本参事が開会を宣言の後、小林代表理事組合長が「総代への出席のお礼、来賓への臨席及び指導へのお礼。平成25年の役員改選で前西川組合長の後を受けて各役員とともに漁協の運営に取り組んできた。これも本日ご出席の総代の方々を始め、組合員、関係各位のご指導、ご協力、ご支援の賜物とお礼を申し上げる。千代川は、河川構造の変化や水質悪化等による河川の生産力の低下、魚類の生息環境の悪化、堰堤による遡上阻害等が課題である。25年は鮎の遡上が順調で久しぶりに良い漁況となった。そのため遊漁者数が増加し遊漁証の売上も過去10年間で3番目となり、大きく事業成績に貢献した。平成25年は漁業権の切替の年にあたり、平成25年9月1日に平成35年8月31日までを存続期間とする漁業権が知事から免許された。今後10年間増殖指針に基づき、皆様と一緒に放流事業、資源管理、漁場管理に取り組んでいかなければならない。本日は、平成26年度から鮎資源の回復、安定に向け現在の漁期を見直し、11月1日以降の再解禁を一部地域を除いて行わないことを提案する。またカワウ等の有害鳥の被害防止対策として、従来の追払いに加え銃による駆除の拡大を検討したい。さらに、引き続き組合員の減少が続いており、組合の組織と経営に大きな影響を及ぼしている。今後新規加入の促進に努めるとともに、組合員の皆様に引き続き組合員として頑張ってもらいたい。平成25年度収支は、受入漁業料の増加や放流経費の削減により昨年より大きく改善した。積立金の取崩額は平成24年度実績や平成25年度計画を大きく下回る結果となったが、積立金依存への体質からはいまだ脱却できません。平成26年度からは収支改善の一環として、ほぼ20年ぶりに遊漁料金の引き上げを決定している。今後も収入・支出両面からの検討をさらに進め、将来に向かって発展可能な組合の体制整備が必要です。本日は10件の議案を提案しておりますので、十分ご審議願いたい。」旨の開会挨拶を行った。

続いて鳥取県農林水産部水産課宮永貴幸課長補佐が来賓挨拶を行った。

日程に従い、秋本参事が午後1時40分現在の出席総代数は本日現在の総代98名のうち、本人出席77名、書面による出席9名の合計86名で、定款第43条の4第2項で準用する第37条により、本総代会が成立していることを報告した。

続いて、小林組合長が議長の選出について議場に諮ったところ「執行部一任」「組合長一

任」の発言があり、国府地区総代 野村敏夫さんを提案し議場に諮り決定した。

野村議長は登壇のうえ、就任の挨拶を行い議案審議に入った。

1 1. 議事の経過、要領及び議案別議決の結果

野村議長：議事の進行について、まず議案審議については第1号議案及び第2号議案を一括で、第3号議案、第4号議案を単独で、第5号議案から第10号議案までの6議案を一括で審議する旨、また議決の方法については全議案挙手により、さらに第1号議案、第3号議案については定款の定めにより出席者の議決権の3分の2以上の多数により議決し、他の議案については出席者の議決権の過半数で決することを報告した。

次に質問、意見を述べる場合は、挙手のうえ議長の指名により発言すること、発際は地区名、氏名を明らかにすることをお願いした。

(第1号議案・第2号議案)

野村議長：「第1号議案 内共第1号第5種共同漁業権行使規則の一部変更について」及び「内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則の一部変更について」を一括上程し、執行部提案説明を求めた。

小林組合長：事務局に説明させる。

秋本参事：第1号議案並びに第2号議案の説明をいたします。主な内容は鮎漁期の変更とたな友釣り専用区の設定に伴う行使規則、遊漁規則の変更です。漁期の変更は、最近総代会で総代の皆様から強いご希望のありました案件であります。

現在鮎の漁期については、鳥取県内水面漁業調整規則によって、「6月1日から9月25日まで及び11月1日から翌年1月31日まで」となっており、本組合の行使規則及び遊漁規則により同様の定めがしてあります。また、智頭、若桜、佐治地区においては6月15日から鮎漁の解禁としており、加えてゾロは6月15日から、投網は7月1日からとしております。

これについて、鮎の親魚を保護し翌年の再生産（遡上の確保）に資するため、智頭、若桜地区以外の全ての地区について、11月1日からの再解禁を行わないこととするための変更です。従って智頭、若桜地区については、従来どおり11月1日から鮎漁を解禁いたします。

また若桜地区において、平成27年度から友釣り専用区を新たに設定するための変更です。

議案4ページから8ページにより説明し、2ページにより決議案と附帯決議案を朗読説明した。

野村議長：第1号議案、第2号議案の提案説明が終わり、議場に質問・意見があるか諮ったが発言はなく、質問・意見を打ち切り採決に移った。

「第1号議案 内共第1号第5種共同漁業権行使規則の一部変更について」の決議案及び付帯決議案に賛成及び反対の方の挙手を求め、賛成は83反対はなしで賛成が議決権の3分の2以上であり第1号議案は決議案及び付帯決議案のとおり決定した。

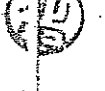
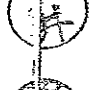
引き続き「第2号議案 内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則の一部変更について」の決議案及び付帯決議案に賛成の方の挙手を求め、賛成が議決権の過半数と認め第2号議案は決議案及び付帯決議案のとおり決定した。

(第3号議案)

野村議長：「第3号議案 組合員の除名について」を上程し、執行部の提案説明を求めた。

小林組合長：事務局に説明させる。

秋本参事：組合員の除名につきましては、定款第15条に「組合員が次の各号の1つに該当



原本と相違ありません

平成26年5月1日

鳥取市河原町長瀬34番地5

千代川漁業協同組合

代表理事組合長 小林

功



